

令和7年度 農作業臨時雇用標準賃金について

農業委員会では、農繁期等で臨時に雇用する場合の目安となるよう「農作業臨時雇用標準賃金」を定めています。

◇ 農作業臨時雇用標準賃金

| 区分 | | 金額（単位：円） |
|----------------|---|----------|
| 一般 | 重 | 9,060 |
| | 軽 | 8,500 |
| 高校生 | | 7,560 |
| 耕起代かき (10a) | | 19,950 |
| | | 22,160 |

◇ 重作業

- 危険を伴う作業（脚立使用での作業、ハウスのビニール掛け）
- 農機具を使用しての作業（刈払い機、トラクター、管理機、SS、動噴使用での消毒、抜根整地）
- 技術を伴う作業（剪定、棚掛け及び撤去）

◇ 軽作業

- 幅広い年齢層で男女を問わない作業
(立カンナ等での除草、ジベ付け、傘掛け、摘粒、野菜の植え付け・収穫及び管理)